平成２４年（フ）第１６６号
千葉県東金市台方305番地６　ファイン・パレー東金台方201
債務者　白鳥　哲次
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３８６号
静岡県田方郡函南町大土肥165番地の２　遠藤コーポ102
債務者　土谷　通裕（旧姓成岡）
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
静岡県熱海市水口町８番15号　サトウアパート203
債務者　髙橋　惠美
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
静岡県駿東郡清水町伏見648番地の２　アクシス203号
債務者　百瀬　明美
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
静岡県沼津市西浦古宇13番地の14　古宇養護老人ホーム遊法苑、前住所静岡県三島市東町２番48号　イーストハウスＩＷＡＳＡＫＩ―201
債務者　杉山　清峰
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
静岡県三島市南町１番15号
債務者　中山　志乃
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
静岡県沼津市今沢13番地の１　県営片浜団地１―404、前住所静岡県沼津市北今沢７番地の６　小野ハイツ103
債務者　松本　昌幸
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
静岡県沼津市今沢13番地の１　県営片浜団地１―404、前住所静岡県沼津市北今沢７番地の６　小野ハイツ103
債務者　松本智映子
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６４４号
長崎県平戸市田助町19番地、申立時の住所北九州市八幡西区竹末１丁目13番11号　105
債務者　森　　雄亮
１　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７４４号
北九州市小倉北区金鶏町11番27―306号
債務者　西村　功誠
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７４９号
北九州市門司区谷町２丁目６番２号
債務者　田中　竜一
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５０号
北九州市門司区谷町２丁目６番２号
債務者　田中二美代
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３７号
秋田市八橋南１丁目４番14号　レオパレスグランデ204、住民票上の住所秋田市外旭川字鳥谷場134番地　市営住宅７―111号
債務者　成田真理子
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７８号
群馬県館林市高根町丁401番地の２
債務者　滝澤　理加
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２４６号
富山県中新川郡立山町利田2372番地、申立時の住所神奈川県中郡二宮町富士見が丘２丁目23番23号
債務者　永原　　伸
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４７号
富山県中新川郡立山町利田2372番地、申立時の住所神奈川県中郡二宮町富士見が丘２丁目23番23号
債務者　永原　裕子
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８１号
神奈川県厚木市幸町５番６号　第２浅岡ハイツ105
債務者　谷亀　律子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部